

平成21年度「敬老会」を開催します

昭和9年4月1日までに生まれた75歳以上の方を対象に、下記のとおり「敬老会」を開催します。

地区	期日	会場	時間
仙南	9月19日(土)	仙南体育館	午前10時～ 受付は 午前9時～
千畑	9月21日(月) (敬老の日)	千畑体育館	
六郷	9月23日(水) (秋分の日)	六郷体育館	

敬老会では、お祝いの式典のほか、民謡ショーや幼稚園・保育園児による演目も行われます。事前に案内状を送付しますので、ご近所、ご友人お誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。

※受付の際、案内状が必要ですので、忘れずにご持参ください。また、お祝い品のお受け取りのみ希望される方も、案内状をご持参のうえ、当日の正午までに会場へお越しください。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 地域包括支援班
☎0187(84)4907(内線2162、2166、2167)

災害発生時要援護者登録申請書の提出を受け付けています

町では、心身の障がいなどにより、地震などの災害発生時に自力で避難することが困難な方々を支援することを目的に、「美郷町災害時要援護者避難支援プラン(仮称)」を策定します。このプランに基づく避難支援は、各地域の自主防災組織などの協力により行われるため、対象となる(支援を必要とする)方々からは、あらかじめ個人情報取り扱いに関する同意(申請書の提出)をいただくこととなります。

対象となる方々には、すでに関係書類をお渡ししています。申請される方は、次の窓口へ申請書を提出されますようお願いいたします。

受付窓口●千畑庁舎 福祉保健課
六郷庁舎・仙南庁舎 総合サービス課
サンワーク六郷(六郷保健センター隣)

郵送でも受け付けています。
〒019-1541 美郷町土崎字上野乙170番地10
福祉保健課 福祉班あて

問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班
☎0187(84)4907(内線2163～2165)

昭和34年に婚姻届を出されたご夫婦へ「金婚をお祝いする会」を開催します

参加を希望されるご夫婦は、9月7日(月)まで千畑庁舎福祉保健課、六郷・仙南庁舎総合サービス課に備え付けの申込書にご記入のうえ、お申出ください。

日時●10月23日(金)午前11時～
会場●美郷町ふれあいセンター(千畑南小学校向かい)
対象者●昭和34年1月1日～12月31日までの間に婚姻届を出されたご夫婦

【次の点にご注意のうえ、お申込みください】

- ・対象となるご夫婦への個別通知はしていません。
- ・電話でのお申込みは受付していません。申込書による参加となります。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 地域包括支援班
☎0187(84)4907(内線2166)

身体障がい者巡回相談のお知らせ

聴覚に障がいのある方を対象とした巡回相談が次のとおり開催されます。

障害区分●聴覚
日時●9月28日(月) 午前9時半～11時半
会場●サンクレスト大曲(大仙市大曲日の出町一丁目23番3号) ☎0187(63)5572

対象地区●大仙市、仙北市、美郷町
内容●補聴器の交付・修理を要する場合や身体障害者手帳の診断について、医師や業者が直接相談に応じてくれます。(相談・診断料金はかかりません)

問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班
☎0187(84)4907(内線2164)

秋田県戦没者追悼式、平和祈念式典の参列者を募集します

戦没者を追悼し、平和を祈念する日として毎年、「秋田県戦没者追悼式」が行われています。遺族の方に加えて一般町民の参列者も募集しますので、参列を希望される方は、9月30日(水)まで、福祉保健課福祉班までお申し込みください。

日時●10月16日(金) 午前11時～正午
場所●秋田県民会館
※当日は会場まで福祉バスで送迎します。
詳しくは申込みのあとご連絡します。

参加費●昼食代2,000円を負担願います。
募集人員●25名(定員になり次第締め切り)
主催●秋田県

美郷町遺族会事務局
申込み問合せ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班
☎0187(84)4907(内線2164)

「福祉医療制度」についてのお知らせ

- **福祉医療制度とは？** 該当となった方が医療機関を受診したときに、医療費の自己負担分を県と町が負担するものです。該当の方には「福祉医療費受給者証」を交付していますので、健康保険証と一緒に医療機関の窓口へ提示してください。

● **種類と内容は？**

区分	対象者	始期	所得制限
乳幼児 (未就学児)	0歳から6歳まで	・出生の日	なし (所得審査はあり)
ひとり親 家庭の児童	母子家庭または両親のいない児童 (18歳まで) 父子家庭の児童	・ひとり親家庭となった日の属する 月の初日	あり
高齢身体 障がい者	身体障害者手帳4級から6級をお持ち で65歳以上の方(社保本人除く) 身体障害者手帳4級から6級をお持ち で後期高齢者医療に加入の方	・65歳の誕生日の属する月の初日 ・身体障害者手帳交付の日に属する 月の初日 ・後期高齢者医療適用の日 ・身体障害者手帳交付の日に属する 月の初日	あり
重度心身 障がい(児)者	療育手帳(A)または身体障害者手帳 1級から3級をお持ちで後期高齢者 医療に非加入の方 療育手帳(A)または身体障害者手帳 1級から3級をお持ちで後期高齢者 医療に加入の方	・療育手帳または身体障害者手帳 交付の日の属する月の初日 ・後期高齢者医療適用の日 療育手帳または身体障害者手帳 交付の日の属する月の初日	なし (社保本人はあり)

※所得制限のある区分は、毎年8月に前年の所得による審査を行い、受給の可否を決定しています。

- **福祉医療費受給者証交付申請手続きに必要なものは？**
 - ・受給者本人の健康保険証
 - ・印かん
 - ・所得課税証明書
(転入等などの理由により所得審査が必要な場合)
 - ・身体障害者手帳または療育手帳
(高齢身体障がい者、重度心身障がい(児)者の場合)
- **福祉医療費の対象とならないものは…**
 - ・入院したときの食事代、病衣代、文書料など医療保険の給付対象とならないもの
 - ・ほかの公費負担医療が受けられる場合
- **こんなときは届出をお願いします！**
 - ・住所や氏名など、福祉医療費受給者証に記載されている内容が変わったとき
 - ・加入している健康保険証が変わったとき
 - ・障害程度の変更など、身体障害者手帳または療育手帳の内容が変わったとき
- **福祉医療費受給者証の使用で注意していただきたいことは…**
 - ・県外の医療機関で受診された場合
⇒県外の医療機関では福祉医療が適用になりませんので、自己負担分をいったん支払っていただきます。
 - ・窓口で受給者証を提示しなかった場合
⇒医療機関側で確認ができなかった場合は、自己負担分を支払っていただくことがあります。
 - ・自己負担分を支払った場合
⇒申請により医療費の還付を受けることができます。
【還付手続きに必要なもの】
 - ・医療機関発行の領収書
 - ・印かん
 - ・福祉医療費受給者証
 - ・振込先口座通帳(ゆうちょ銀行以外)

【届出に必要なもの】

- ・印かん
- ・健康保険証
- ・福祉医療費受給者証
- ・身体障害者手帳または療育手帳
(高齢身体障がい者、重度心身障がい(児)者の場合)

福祉医療費受給者証の交付申請および各種届出は、
千畑庁舎福祉保健課と六郷庁舎・仙南庁舎総合サービス課で行なっています



役場(千畑庁舎)福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907(内線2174~2176)